

成長戦略改訂に当たって 盛り込むべき事項について

楽天株式会社 代表取締役会長兼社長
三木谷 浩史

いま、日本に求められるのは



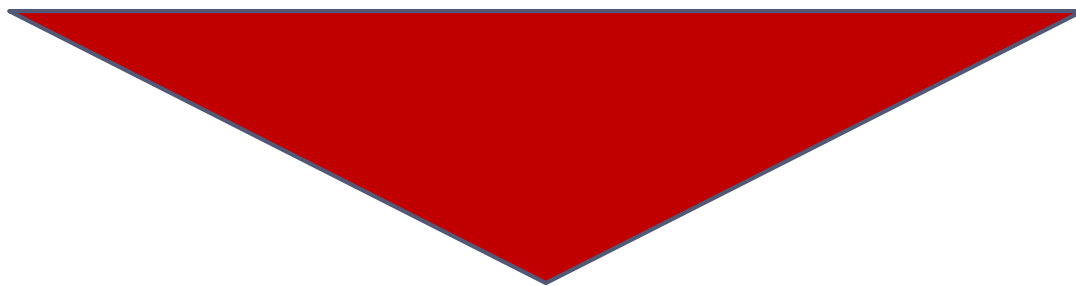
ディスラプティブなイノベーション



世界は激変し、様々なことが再定義

- 
- オウンエコノミーから
シェアリングエコノミーへ
 - スマートデバイス
 - Internet of Things
 - ビッグデータ

世界の潮流を追いかけるのではなく先手を打つべき



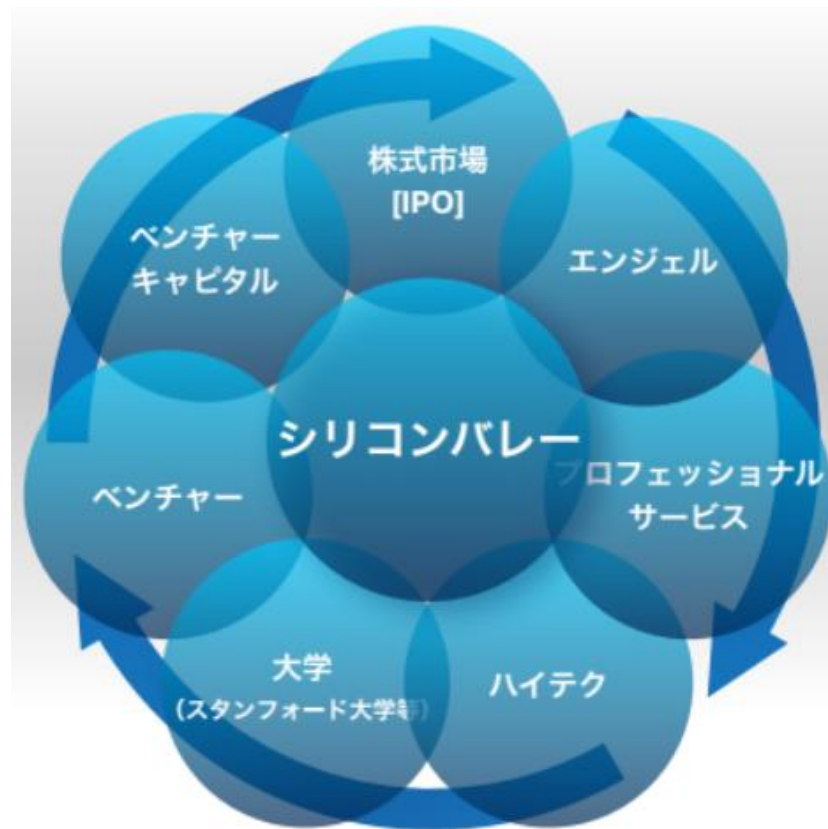
必要なのは、徹底的な規制改革

イノベーションのエコシステム

イノベーションを生み出し、
成果を社会に還元できる
自律したエコシステム
を構築すべき

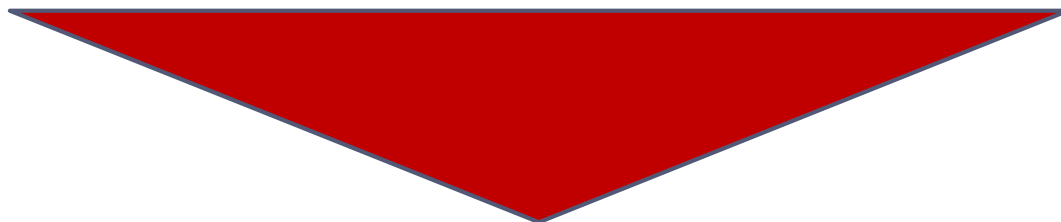


人と資金の流れを変える



フィランソロピーエコシステム

社会的なイノベーションを促進する新たな資金の流れ



公益法人法の変革を通じた
新しいフィランソロピーエコシステムの構築


改訂成長戦略に盛り込むべき具体的施策(全体像)

①『新経済』
促進に向けた
環境整備

②日本インテ
リジェント・
ハブ化構想

③ベンチャー・
フィランソロ
ピーの促進

④新たな成長
産業の創出等



イノベーション・
エコシステムの
構築

改訂成長戦略に盛り込むべき具体的施策その1

1. 『新経済』促進に向けた環境整備

- ✓ シェアリングエコノミーとしてのホームシェアとライドシェアの導入
 - ・ホームシェア;
シェアリングエコノミーの特性を踏まえたルールを定めた新法を提出
(ホームステイ型・空き家型など多様な類型を網羅、管理業者経由を必須化しない柔軟な制度設計、参入はオープン、プラットフォームの責務を法的にルール化 旅館業法などの適用除外 など)
 - ・ライドシェア;
政府部内での検討会を設置し、議論開始

- ✓ Fintechの促進に向けた環境整備 (詳細は補足説明資料10～12ページ)
 - ・カードや電子決済の促進によるペイメント大国の実現(義務化検討等)等

- ✓ IT原則への転換に向けた法環境整備(詳細は補足説明資料14～17ページ)
 - ・基本理念の法定化
 - ・対面書面原則撤廃に向けた法的な検討体制整備と個別法令改正実行

改訂成長戦略に盛り込むべき具体的施策その2

2. 日本インテリジェント・ハブ化構想

- ✓ 『日本をインテリジェント・ハブにする』『東京をシリコンバレーにする』をKPIとして、政府全体としての強力なメッセージを出すため、首相官邸による強力なリーダーシップとトップダウンにより以下の施策を実行すべき。
(詳細は補足資料③18～23ページ)

- ・世界で戦えるビジネス環境の整備

- ・税制面の整備(法人税見直し、所得税累進課税見直し、出国税運用見直し、ベンチャー関連税制見直し など)
- ・規制行政手続きコストの削減 トップダウンでKPI設定 など規制改革

(参考)デンマーク; 10年で25%コスト削減をKPIとして設定

エストニア; 会社設立20分以内 「ゼロ・ビューロクラシー」が目標

- ・世界中から優秀な起業家・技術者と資金を集めるための施策の推進
- ・永住を含む在留資格制度や関連手続きの世界最速化を目指した抜本的改革

改訂成長戦略に盛り込むべき具体的施策その3

3. ベンチャーフィランソロピーの促進等

- ✓ 起業家などが、自らの目利き等を活用して、ビジネスで得た果実等を社会に還元し、ベンチャー・フィランソロピーや社会的インパクト投資によって、社会的課題の解決に貢献する資金配分のサイクルの形成に向け、公益法人制度・法体系の見直し(収支相償原則の撤廃、ペイアウトルールの見直しなど)など 所要の環境整備を進める。(詳細は、補足資料④24～30ページ)

4. 新たな成長産業の創出等

- ✓ 超観光立国の推進(詳細は補足資料⑤32～35ページ)
 - ・政府CMO設置、LCC拡大、空港容量拡大、シェアリングエコノミー推進、キャッシュレス決済の促進、労働力確保のビザ緩和、オープンな無料Wi-Fi整備、ナイトタイムエコノミー推進等
- ✓ スポーツビジネスの振興と文化の振興(詳細は補足資料⑥36～41ページ)
 - ・『世界レベルのリーグ確立』をKPIとして、以下の施策を実施
 - スポーツ施設整備活用促進(税制面・財政面の支援)、プロスポーツの外国人枠撤廃、野球版TOTOの実施 など

▶ 補足説明資料①
Fintechの推進

Fintechの推進その1

【基本的な考え方】

- ✓ データをうまく活用していくことでリアルタイムの信用創造をいかに伸ばしていけるかが重要
- ✓ 規制制度設計については、参入要件を過度に高くしたり、行為規制を広範囲に及ぼしたりせずに、リスクベースアプローチ及び民間の自主的な対応等の尊重による柔軟な対応を基本とし、イノベーションを阻害しないことが基本
- ✓ 日本を世界の最先端Fintech大国にすることを目指すべき
- ✓ 税務手続き等行政手続きの効率化と一体になった産業の生産性の向上が重要

Fintechの推進その2

【考えられる検討事項】

- ✓ Fintechの大前提となるIT利活用環境(金融関連オールIT)の実現
 - ・行政における法制度面・システム面での取組み
(技術革新に応じた、民間事業での合理的な本人確認・認証方法を法令上認めるためのルール改正、税務等行政手続きのIT化・API開放の実現など)
 - ・金融業界等における取組み
(ネット活用型へ商慣行の転換、銀行APIの促進 など)

- ✓ 世界最先端Fintech大国の実現
 - ・カードや電子決済の義務化の検討 (※)
※新経済連盟では、「Japan Ahead」(2015年5月)、「超観光立国」(2016年3月)で提言済み
 - ・Fintechによる新サービスのビジョンの明確化と実現方策の検討
(商流データ、クラウドソーシングデータ等を活用した新たな「与信」手法の創造とそれに対応するための規制の見直しの検討 など)

▶ 補足説明資料②
IT原則への転換

IT原則への転換

『対面・書面原則を転換し、「原則IT」をルール化する』ことは昨年の成長戦略に既に記述済み。あとは一刻も早く実現する段階。そのため、下記2事項が必要。

• 基本理念の法定化

- ✓ 国と地方全体で進めていくためには、IT原則への転換という基本理念を『新たな法律レベル』で明確化することが必要不可欠
 - ・理念のイメージはすでに昨年10月末、新経済連盟の提言(※)で言及済み
 - ※「IT利活用推進のために必要な法整備に係る具体的提案」
 - ・なお、昨年6月末にIT戦略本部がまとめた『IT利活用に係る基本指針』における5原則等も参考にすべき

• 対面原則・書面交付原則撤廃に向けた法的な検討体制整備と個別法令改正の確実な実行

- ✓ 上記理念を達成するために、政府において改正対応が必要な法令等を漏れなくリストアップし、一括で整備するための法的裏付けのある検討の枠組みを実現し、それに基づき実際に所要の法令等を改正すべき
- ✓ 改正必要な法令等の代表事例は次頁以下参照

対面原則・書面原則撤廃等の個別法の事例①

	提案事項	根拠法令	具体的内容・提案理由
1	法令手続きの原則オンライン化を進めるための体系的な法的仕組みの導入	行政手続オンライン化法、e文書法等	・法令に基づく手続等(国-民、地方-民、民-民)のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、費用対効果を踏まえつつ、原則としてオンライン化等が可能となるよう、現状の対応状況を網羅的に収集し、進捗を管理し実施する法的裏付けのある仕組みを導入する。
2	不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁	宅建業法上の解釈等	・不動産取引の重要事項説明は対面で行うことがあくまで解釈として行われており、ITを活用した重要事項説明に係る社会実験が行われているが、一刻も早くすべての取引分野において対面との解釈を撤廃し、IT活用等による非対面取引での説明を認めるべきである。
3	不動産取引における重要事項説明書面等の電子化	宅地建物取引業法34条の2、35条、37条等	・不動産取引における重要事項説明書面、媒介契約書面及び37条書面について現行法令上「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法による交付も認めることとする。
4	薬局医薬品及び要指導医薬品の対面規制の撤廃	医薬品医療機器等法4条、9条の3、36条の4、36条の6等	1. 処方箋薬、薬局医薬品、要指導医薬品に係る対面規制の削除(第9条の3第1項、第36条の4第1項、第36条の6第1項) 2. 「要指導医薬品」というカテゴリーの撤廃(第4条第5項4号等)
5	処方箋の電子化	医師法22条、歯科医師法21条、医師法施行規則21条、歯科医師法施行規則20条等	・処方箋の交付も、e文書法の適用対象とし、電子化に向けたスケジュールとKPIの更なる明確化を行うため、所要の法令改正を行う。
6	株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化	会社法301条等	・株主総会招集と関係資料の提供につき、事業者側がウェブ開示をデフォルトの方法として選択できるようにする。 ・世界的なペーパーレスの流れに遅れており、事業者側に多大なコストを負担させ、株主側に十分な検討時間を与えられない等の弊害がある。
7	金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化	金融商品取引法等	・金融商品取引契約等では、法令上、説明方法として、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。

対面原則・書面原則撤廃等の個別法の事例②

	提案事項	根拠法令	具体的内容・提案理由
8	労働者派遣契約の締結における書面記載という書面原則の撤廃	労働者派遣法施行規則21条3項、4項	・労働者派遣契約の必要契約事項について契約当事者に対して書面に記載させることとしていることについて、電磁的手段でもよいこととする。
9	労働契約や職業紹介における労働条件の明示としての書面交付義務の見直し	労働契約法4条、労働基準法施行規則5条、職業安定法施行規則4条の2等	・労働契約や職業紹介における労働条件の明示としての書面交付義務について見直し、適宜電子署名を活用することを含めて電磁的方法による交付を認めることとする。
10	労働者派遣における就業条件等の通知手段の拡大	労働者派遣法施行規則第26条、27条等	・労働者派遣における就業条件の明示や派遣先・派遣労働者への通知等の方法として、ID・パスワードの発行によるインターネット上での情報提供や、派遣元と派遣先による共有システム上での情報共有等の手段を認める。
11	デジタル教科書の承認による教育イノベーション	学校教育法34条、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律第3条、著作権法第33条、教科書の発行に関する臨時措置法第3条等	・デジタル化された教科書を学校教育法ほか関係法律上の「教科用図書」「教科書」と認める。
12	オンデマンド授業コンテンツにおける他者の著作物利用の際の権利制限規定の導入	著作権法21条、35条等	・教室での対面授業でのコンテンツだけでなくオンデマンド授業コンテンツにおいても、他者の著作物を使用する場合、権利者の権利を制限する規定を設ける。
13	リバースエンジニアリングに関する著作権法上の適法性の明確化	著作権法	・セキュリティ目的のリバースエンジニアリング(※)が著作権法で適法であることを確保するための所要の措置を講ずる。(※)Reverse engineering。ソフトウェアやハードウェアなどを解析・分解し、その仕組みや仕様、目的、要素技術などを明らかにすること。
14	確定申告時の各種控除申請の添付書類の電子化	法人税法、所得税法	・法人及び個人の確定申告における各種控除申請に必要とされる添付書類として、電子領収書等を認める。
15	非対面サービスでの本人確認、年齢確認	犯罪収益移転防止法及び政省令ほか年齢確認を求める法令、通達等	・個人番号カードを活用した本人確認及び年齢確認を、犯罪移転収益防止法関係法令や年齢確認を求める各種法令等において、認めるための措置を漏れなく行う(対応状況の進捗を公開すべき)。

▶ 補足説明資料③

ベンチャー・イノベーション促進施策

ベンチャー施策の基本的な目標

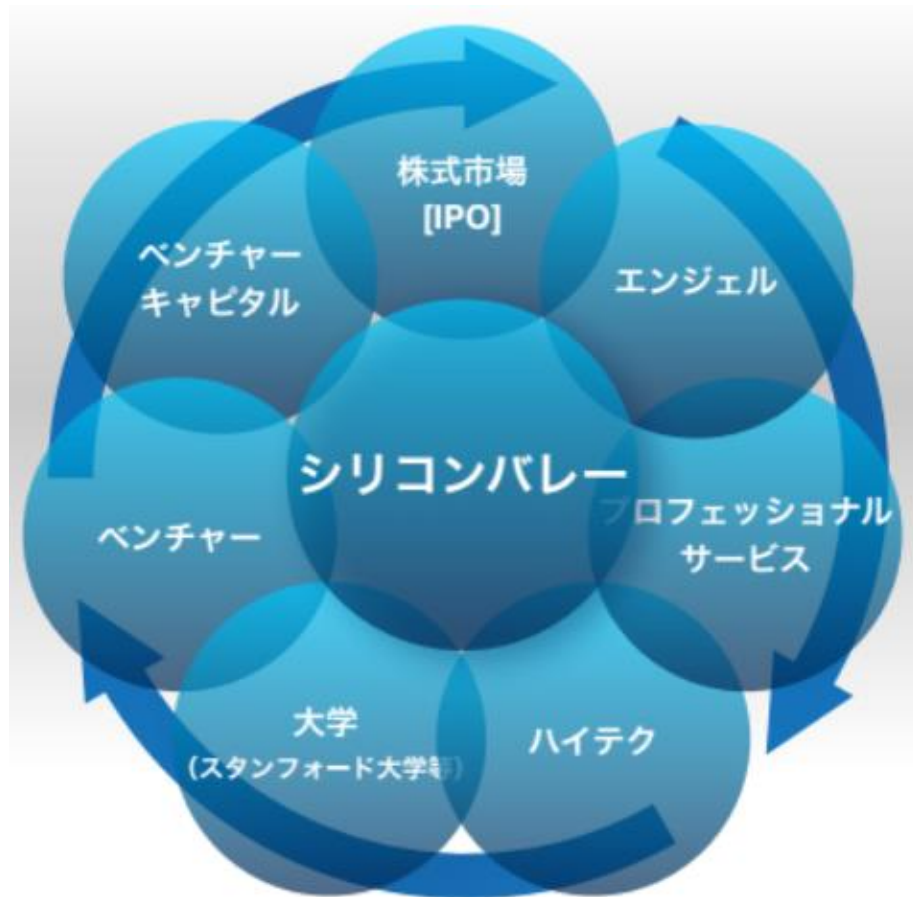
- ✓ 日本をインテリジェント・ハブにする
- ✓ 東京をシリコンバレーにする



経済規模 100兆円

(注) 新経済連盟『Japan Ahead』(2015年5月)の「インテリジェント・ハブ化構想」の試算

シリコンバレーエコシステム



- 人材の多様性、メンターの存在
- 世界中から集まる優秀な人材
創業者の5割、エンジニアの7割が
移民 (※)
- 起業を称賛する文化
- ビジネスしやすい法環境
- 大学とベンチャーの連携



エコシステムをつくるには、VC支援強化等だけではない多角的な対策も一体として必要

ベンチャー・イノベーション促進施策①

1. 世界で戦える環境の整備

- ✓ 法人税率を少なくとも20%台前半まで引下げ
- ✓ イノベーション促進を企図したベンチャー企業向けの税制上の措置の検討

2. ベンチャー・イノベーションを阻害する規制・制度の見直し

- ✓ 対面原則・書面交付原則の撤廃等による「原則IT化」の早期実現
- ✓ 各種行政手続きの簡素化・合理化等による行政コスト削減の指標として、諸外国の事例(※)等も参考にして、定量的な目標をKPIとして設定する
※デンマークは、行政手続きコストを10年で25%削減することを宣言し実施
- ✓ シェアリングエコノミー促進のための新たな法制度の構築(ホームシェアとライドシェア)
- ✓ 企業のベンチャー投資促進税制の改善(ファンドの認定の要件緩和)
- ✓ 出国税の運用等の検証と再検討(ベンチャー企業の経営者・役員 of 海外移住を困難にし、ひいてはベンチャー企業の海外進出を阻害するおそれ)
- ✓ ベンチャー企業経営者等による将来有望な企業の支援の強化(上場株式と非上場株式の譲渡所得の損益通算を可能とする制度の再導入等)
- ✓ アントレプレナーシップ涵養のため、行き過ぎた所得税の累進課税の見直し(最高税率の引下げ等)

ベンチャー・イノベーション促進施策②

3. 起業文化の醸成

- ✓ 総理大臣レベルによる各種表彰制度の創設・継続とモニタリング
- ✓ 起業家に関する政府による積極的な情報発信と民間と連動した啓発イベント

4. 世界中から優秀な起業家・技術者と資金を集めるための施策の推進

- ✓ 海外から招致する起業家・技術者がより容易に、より安定して長く日本で活動できる在留資格制度上の優遇のための制度を構築するため、諸外国の制度を参考に抜本的見直し(起業家・技術者・投資家と彼らと同行の家族・家事手伝等を対象に、各種申請要件の緩和・取得までの期間短縮・電子申請など)
- ✓ 海外から招致する起業家・技術者に対する所得税・住民税の大胆な優遇。当該者が経営する企業への法人税の優遇(欠損長期繰越など)
- ✓ 居住面、生活面、教育面等での外国語対応の促進(まずは現状対応可能な比率を見える化しKPIを設定して必要な対応を検討)

ベンチャー・イノベーション促進施策③

5. イノベーションを起こすために必要なグローバル人材の育成・確保

エンジニア「人材」等のすそ野拡大とともに、質・量ともにレベルの大幅な引き上げのため、以下の施策を実施

- ✓ 英語教育及びプログラミング教育の充実強化
- ✓ 起業家教育の推進

▶ 補足説明資料④

ベンチャーフィランソロピーの推進

ベンチャーフィランソロピーの促進等

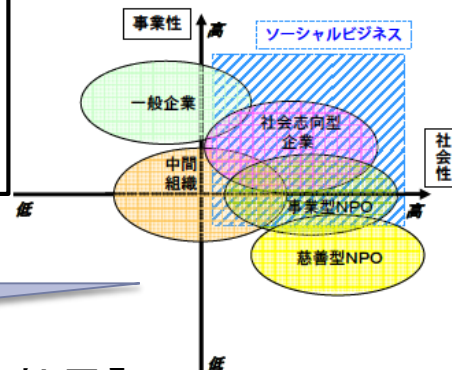
- ▶ シリコンバレーを中心に米国等では、起業家の目利きを活用して、社会的課題を解決する事業等に効率的に資金を配分するといった、フィランソロピーによる新たな資金の流れ・サイクルが生じている。
- ▶ これらは、新たなビジネスや雇用を創出し、社会的課題を解決するほか、起業家のロールモデルにもなっている。
- ▶ 米国では、一定の制約のもとで、財団に係る所要資金の確保・運用や組織運営を効率的・弾力的に可能とする制度があることも、フィランソロピー等が社会に浸透している一因になっている。
- ▶ 米国等の財団制度等も参考にしながら、ベンチャーフィランソロピーや社会的インパクト投資拡大に向けた政策について、必要な関連制度改正を含めて政府部内で早急に検討するべき。

ベンチャー・フィランソロピー振興等を通じた日本の成長戦略

【現状の課題】

- ①「障害者・高齢者・子育て等支援、保健・医療・福祉」、「教育・人材育成」、「地域活性化・まちづくり」、「環境保全・保護」等の様々な社会的課題が多様化・困難化し、行政だけでカバー出来ない中、事業として問題解決に取り組むソーシャルビジネスの重要性が高まっている。
- ②担い手(NPOが約5割、会社形態が約2割)は、活動原資を、「寄附」や「収益を第一目的としない投融資」に頼らざるを得ないが、その寄附・投融資の出し手が日本では不足。

<ソーシャルビジネスの担い手>



【必要な対策】

①ベンチャー・フィランソロピーの推進

公益財団等の資金提供団体が、寄付先のNPO・社会的企業に対し、複数年度の寄付契約、理事の派遣等により運営に関与、事業の成果を評価。フィランソロピー分野に、起業家等のベンチャー企業等に対する投資ノウハウ(目利き等)を応用し、アントレプレナーシップを喚起。イノベーションをもたらし、効率性を高める。

<寄附対象例> 非営利団体、低利益社会的企業

②社会的インパクト投資の推進

経済的リターンだけでなく社会的リターン(投資先の事業の社会的課題への貢献)をも目的とする。

<投資対象例> 営利企業、低利益社会的企業

【想定される効果】

①新ビジネス創出・地方創生

(例) 病時保育など子育て支援、高校生教育支援、環境保全による観光振興

<ソーシャルビジネスの市場規模>
約2000~3000億円
潜在的規模 最大約80兆円

②雇用創出

<各国労働人口に占める非営利セクター就業者の割合>
日本 3.2%
アメリカ 6.3%

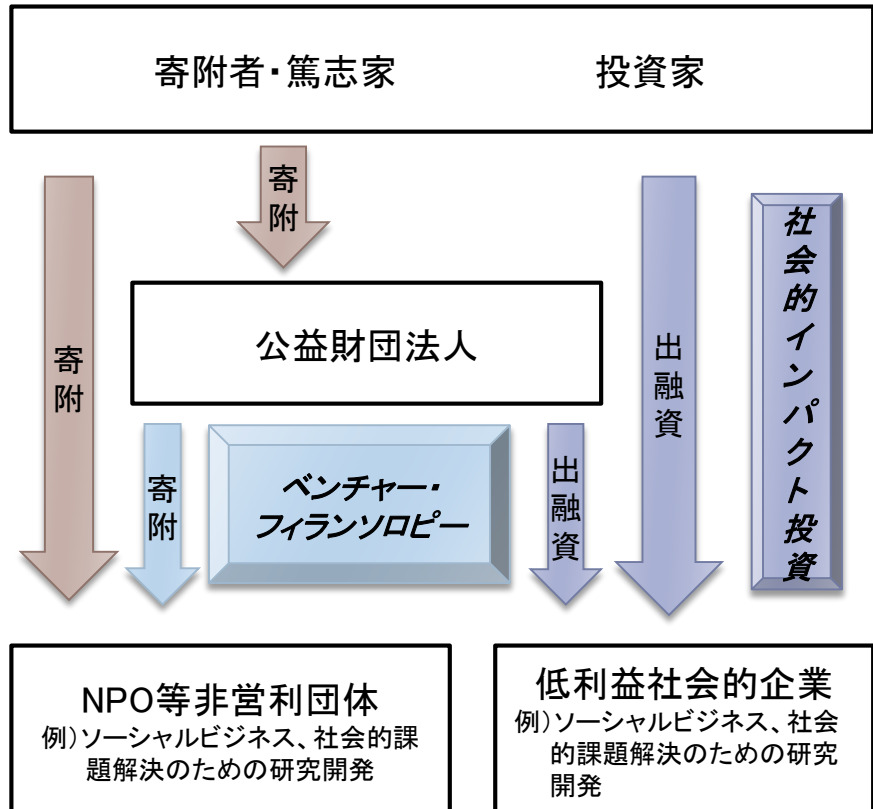
③社会的課題の効率的な解決等による波及効果

(例) 医療福祉関係費等行政コスト削減、労働環境改善

ベンチャー・フィランソロピー、社会的インパクト投資の促進のための課題と対応策

【資金の流れ】

【資金の流れを拡大させるための課題と対応策】



＜資金提供者の不足＞

- ★ 公益財団を簡便に設立・運用できる分かりやすい仕組みが必要

例)

- ◇ 米国Private Foundationをモデルとする制度の導入
- ◇ より短期で設立できる仕組みの導入
- ◇ 収支相償原則、事業計画変更手続き、遊休財産規制等を緩和。弾力化、事前認定は事後チェック型へ転換

- ★ 個人が更に寄付しやすい制度をつくる

例)

- ◇ 相続した現物(土地など)を寄付した場合、含み益があれば寄付者に課税されるが、寄付の受け手を課税対象とする。

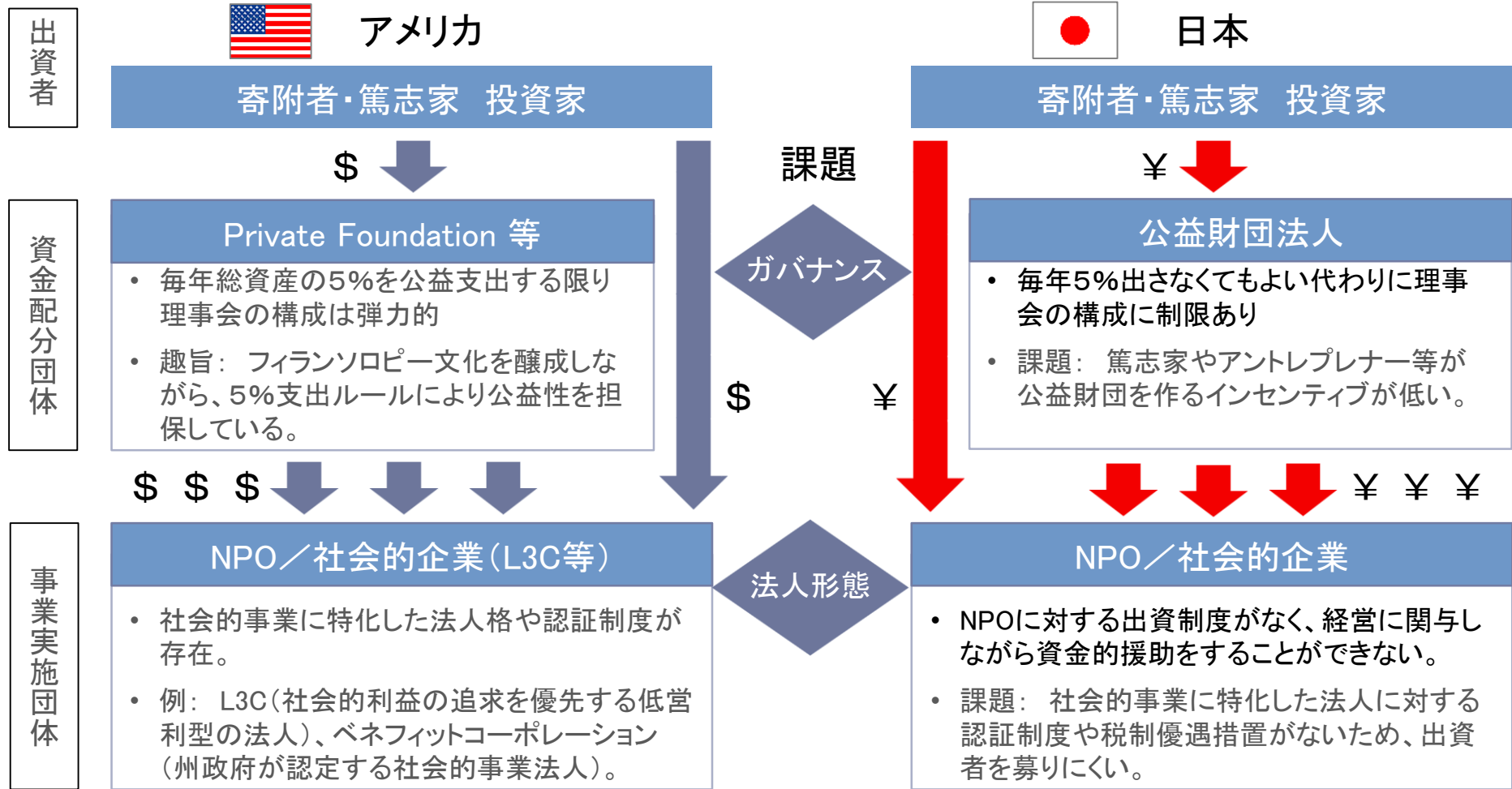
＜事業実施団体・企業の未成熟＞

- ★ ベンチャー・フィランソロピー、社会的インパクト投資の普及のための環境整備・文化醸成が必要

＜枠組みの未整備＞

- ★ 社会的企業の認証制度、社会的インパクトの評価制度の整備が必要

[参考①]日米の制度的違いその1



[参考②] 日米の制度的違いその2

米国	日本
① 収支相償原則	
公益法人の税制優遇はIRC(内国歳入法)501(C)(3)の要件を満たせば足り、同法に日本の収支相償原則に相当するものはない。	収入が、公益目的事業の実施に要する費用を単年度で超えないこと(公益認定法5条6号) → 無駄な使い切りを惹起。中長期の計画的な運用ができない。
② 事業変更手続き	
毎年、事業の内容をAnnual Report をIRS(内国歳入庁)に提出し、審査を受ける。そこで501(C)(3)の要件に合致しなければ、事後的に課税される。	事業内容変更は行政庁の認定が必要。(公益認定法10条1項) → 行政庁から事細かな指導。判断にも時間がかかり、環境変化への柔軟な対応が不可能。
③ 公益目的事業比率	
日本の公益目的事業比率に相当する規定は501(C)(3)には存在しない。	公益目的事業比率 = ① / (① + ② + ③) (①公益目的事業の費用、②収益事業の費用、③法人運営費用)が50%以上でなければならない(公益認定法15条) → ③は、①と②に比率に応じて分配されるべき。
④ 遊休財産規制	
日本の公益目的事業比率に関する規定は501(C)(3)には存在しない。逆に、遊休財産の有無は、財政基盤の健全性の判断材料とされ、少ないと助成申請にあたって不利益に考慮される。	公益目的事業を翌年も継続するために必要な額を超えてはならない(公益認定法16条1項)。 → 安定した法人運営のため、単年度の制限から長期間での制限とすべき。

[参考③]アメリカ Private Foundation に対する規制等

	規制内容	制裁措置
5%ペイアウト ルール (最低支出規 制)	資産額の5%以上を公益事業に 支出しなければならない	支出の資産5%に対する不 足額に対し15%課税(一定 期間に是正されない場合は 100%)
自己取引規制	理事・マネージャー、大口寄付 者等およびその家族との取引 (売買・物品提供・賃貸等)は禁 止	取引相手に対し取引額の 5%の課税(一定期間に是 正されない場合は200%)
持ち株比率規 制	企業の株式等議決権の20%超 の所有禁止	超過保有額の5%の課税 (一定期間に是正されない 場合200%)
政治活動規制	ロビイング・選挙候補支援等の 禁止	支出額の10%の課税(一定 期間に是正されない場合 100%)

◆寄附税制の制限

個人の寄附に対する所得控除限度が、一般的には所得の50%に対し、Private Foundation に対する寄附の場合は所得の30%。



▶ 補足説明資料⑤
超観光立国の推進

『超観光立国』の実現に向けて特に重要な施策①

- ✓ **民間人の政府CMOを設置し、デジタルマーケティング戦略の推進**
- ✓ **LCCの拡大が必要。4D管制で容量を充実強化することや横田基地の活用の検討など航空容量の拡大に向けた措置**
- ✓ **ホームシェアやライドシェアの導入**
 - **ホームシェア;ルールを定めた新法を提出**
(ホームステイ型・空き家型など多様な類型を対象、参入はオープンに、プラットフォームの責務をルール化 など)
 - **ライドシェア;政府部内での検討会を設置し、議論開始**
- ✓ **訪日外国人旅行消費額を増やすため、キャッシュレス決済の促進(キャッシュレス決済の義務化を含めた検討)**

『超観光立国』の実現に向けて特に重要な施策②

- ✓ 地方の観光産業の労働力を確保するためのビザの緩和
- ✓ 快適なWi-Fi環境を利用して楽しかった経験をSNS等で広げてもらうため、オープンな無料Wi-Fiを日本全国に広げるべき。
- ✓ 一度日本を訪れてくれた訪日外国人旅行者をフォローアップする仕組みの構築
- ✓ ナイトタイムエコノミー推進による消費活性化

<参考>超観光立国 ~1億人・30兆円の目標実現に向けて~【概要】

※2016年3月25日新経済連盟提言

1 インバウンド促進(1億人・30兆円の目標実現に向けて)

(1)日本を訪れてもらう

- ✓ デジタルマーケティング戦略(情報提供プラットフォーム、政府CMO設置等)
- ✓ 航空政策の見直し(LCC拡大、4D管制、横田基地民間共用等による発着枠拡大)

(2)滞在中に快適に過ごし、消費してもらう

- ✓ 宿泊場所の提供(ホームシェア)
- ✓ モビリティの向上(ライドシェア、情報のバリアフリー)
- ✓ 通信環境(Wi-Fi環境の整備)
- ✓ 消費拡大(キャッシュレス決済、ラグジュアリーツーリズム、免税手続のIT化)
- ✓ 都市空間の魅力向上(歩行者天国活用、公園コンセッション、ナイトタイムエコノミー、集客施設)
- ✓ オリンピック・パラリンピックに向けたセキュリティ対策

訪日外国人旅行客が快適な通信環境を利用し、SNS等により日本の魅力を発信

(3)リピーターになってもらう

- ✓ 帰国後も日本を近くに感じられる環境の提供

リピーター化

2 国内観光の振興

- ✓ 旅行需要の平準化(地域ごとの休暇の分散化)

3 観光行政の体制強化

- ✓ 観光行政の司令塔機能の強化・予算の拡充

▶ 補足説明資料⑥
スポーツビジネスの振興

日本のスポーツビジネス振興での基本的考え方

プロスポーツリーグ所属チームの多くが赤字経営。
リーグ全体の底上げを図る施策が必要。

世界レベルのリーグの確立



スポーツビジネスに及ぼす直接の経済効果

+

メディア認知度の向上

日本のブランディングの向上

外国人へのリーチ力の向上

スポーツビジネス振興のために必要な施策①

- ①魅力的なスポーツ施設整備に関して、固定資産税等の税制上の特例措置の実施
- ②魅力的なスポーツ施設整備や活用に関して、国及び地方公共団体による所要の補助等財政支援
- ③プロスポーツの外国人枠撤廃
- ④野球版TOTOの実施による人気の底上げとスポーツ振興や地域振興への財源確保
(注;野球ファン層は、Jリーグファン層の3倍)

スポーツビジネス振興のために必要な施策②

⑤その他スポーツ振興のための環境整備

- ✓ 国内スポーツエンターテインメントのグローバル展開
(インターネット海外配信推進、SNSの活用等)
- ✓ スポーツメジャーツアー等の日本招致
- ✓ プロスポーツチームによるスタジアム管理運営の推進(指定管理者制度の積極活用等)
- ✓ スポーツ施設設置の容積率緩和等による周辺集客設備との一体整備の推進
- ✓ 公的施設・空間を収益機会として活用できるように規制等の弾力化

【参考】世界のプロスポーツリーグの収入①

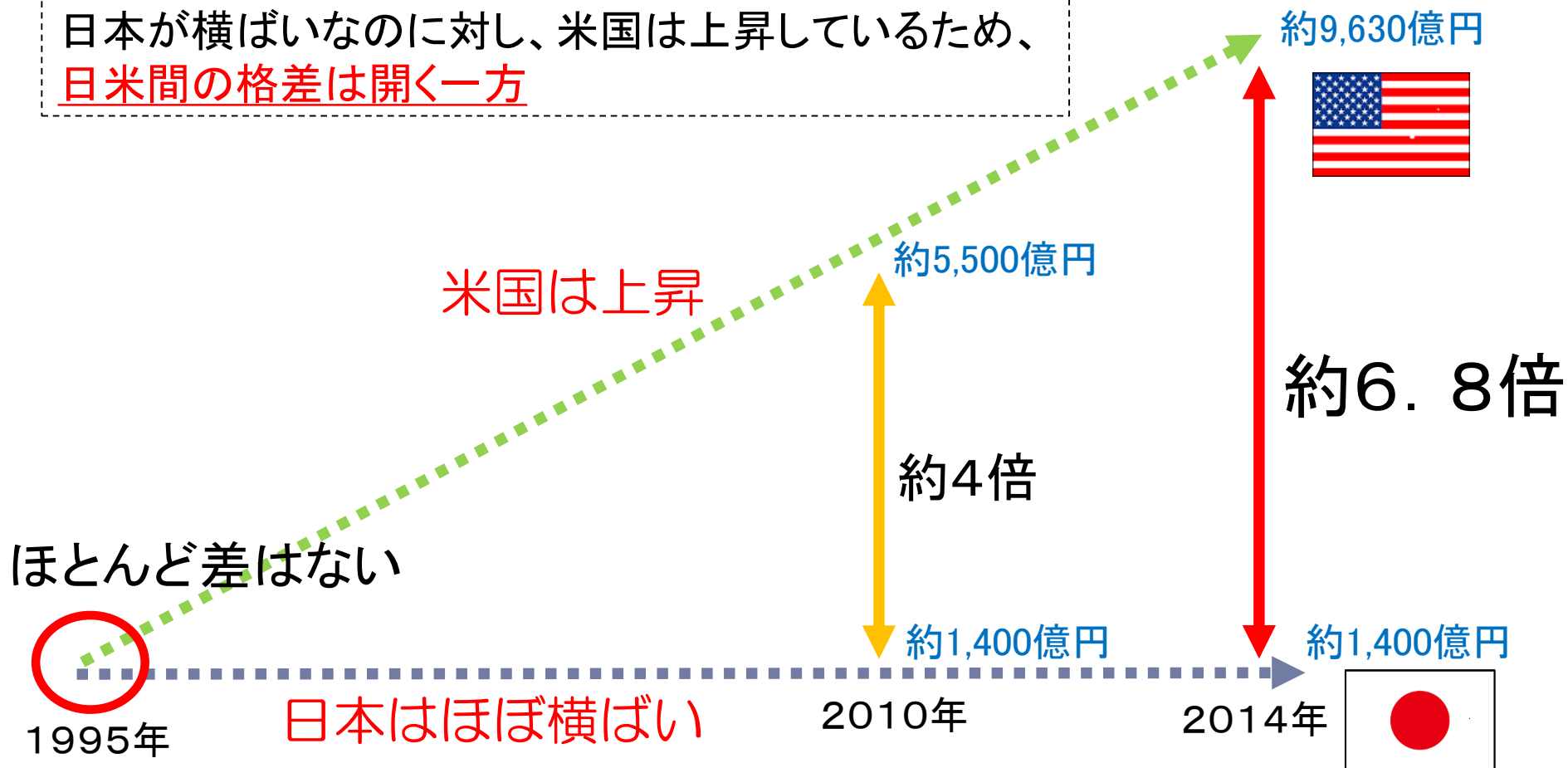
■収益格差 野球(日米);6.8倍、サッカー(日英);9.7倍

プロスポーツリーグ名	収入(億円)
NFL (米国/アメフト)	12,840
MLB (米国/野球)	9,630
NBA (米国/バスケット)	5,350
プレミアリーグ (英国/サッカー)	5,361
NHL (米国/アイスホッケー)	3,959
NPB (日本/野球)	1,400
Jリーグ (日本/サッカー)	554

(出典)1ドル=107円で換算。各種政府資料、外国調査機関データ等。

【参考】世界のプロスポーツリーグの収入②

日本が横ばいなのに対し、米国は上昇しているため、日米間の格差は開く一方



(出典)2012年5月8日 日経ビジネス記事「収益格差4倍、メジャーとプロ野球の違いはどこに」
上記記事のほか政府関係資料、外国調査機関等のデータをもとに模式的に作成